

「連合農学研究科担当教員の研究業績評価標準点数」

平成14年2月19日 第36回研究科委員会
平成18年2月14日 (一部改正) 教授会決定、平成18年4月1日適用
平成26年2月14日 (一部改正) 教授会決定、平成26年4月1日適用
平成30年2月9日 (一部改正) 教授会決定、平成30年4月1日適用

評価基準

1. 著書 (ISBN に登録された学術著書・対訳辞書・辞書・翻訳書, ISSN に登録された定期刊行物で臨時増刊として発行された学術著書) : 1編につき最高 7.0 点
 - 1) 標準点
 - a. 単著5.0 点
 - b. 編著3.0 点
 - c. 共著: 分担執筆 (1章の執筆を基準とする。複数の章を執筆した場合は加算するが、単著の点数を超えない点数とする。辞書: 小項目の執筆は含めない)2.5 点
 - 2) 加点要素
 - a. 共著の場合: 筆頭著者又は責任著者0.5 点
 - b. 英文のもの (単著)1.0 点
 - c. 英文のもの (共著)0.5 点
 - d. 特に評価の高いもの1.0 点
2. 原著論文 (学術雑誌^{注1)}に掲載されたもの) : 1編につき最高 5.0 点
 - 1) 標準点
 - a. インパクトファクター付き英文学術雑誌 (フルペーパー)3.0 点
 - b. インパクトファクター付き英文学術雑誌 (短報、研究ノート等)2.0 点
 - c. a, b 以外の学術雑誌 (フルペーパー)1.5 点
 - d. a, b 以外の学術雑誌 (短報、研究ノート等)1.0 点
 - 2) 加点要素
 - a. 筆頭著者又は責任著者2.0 点
 - b. 英文のもの (a 及び b の場合は加算しない)0.5 点
3. 総説 (学術雑誌^{注1)}に掲載されたもの) : 1編につき最高 5.0 点
 - 1) 標準点
 - a. インパクトファクター付き英文学術雑誌3.5 点
 - b. a 以外の学術雑誌2.0 点
 - 2) 加点要素
 - a. 筆頭著者又は責任著者1.0 点
 - b. 英文のもの (a の場合は加算しない)0.5 点
4. 学会賞 : 1件につき最高 4.5 点
 - 1) 標準点
 - a. 学会賞3.0 点
 - b. 学会奨励賞2.0 点
 - c. その他の賞 (法人・団体や地方支部会、研究会の賞, 論文賞など)1.0 点
 - 2) 加点要素
 - a. 国際学会の場合1.0 点
 - b. 特に評価の高いもの0.5 点
5. 学術に関する特許 (公開特許公報^{注2)}に掲載されたもの) : 1件 (同一内容の特許はダブルカウントしない) につき最高 3.0 点
 - 1) 標準点1.0 点
 - 2) 加点要素
 - a. 特許公報^{注3)}に掲載されたもの1.0 点
 - b. 海外の特許を取得したもの1.0 点
6. 品種登録 : 1件につき最高 1.5 点
 - 1) 標準点1.0 点
 - 2) 加点要素
 - a. 特に評価の高いもの0.5 点

7. その他の著作物（学術的なものに限る）：1編につき最高2.0点

1) 標準点

- a. ISBN, ISSN が付いていない著書……………0.5点
- b. 大学学術報告・試験場報告・学会支部会誌……………0.5点
- c. 論文に準じた形式のプロシーディングスや学会報告（講演要旨集は含めない）、学会に準じる研究会報告……………0.5点
- d. 紀要、機関誌等（研究のアブストラクトは含めない）……………0.5点
- e. 調査報告書（機械的なデータ集等は含めない）……………0.5点
- f. 用語集等（小項目の用語解説等は含めない）……………0.5点
- g. 研究の翻訳（短文の翻訳は含めない）……………0.5点
- h. 一般雑誌・新聞の寄稿（学術に関する署名記事等に限る）……………0.5点
- i. 書評（学術誌に限る。短文の書評は含めない）……………0.5点

2) 加点要素

- a. 英文のもの……………0.5点
- b. 著書で「単著」又は「編著」のもの……………0.5点
- c. 特に評価の高いもの……………0.5点

注1) 学術雑誌とは内外の学会が編集する学会誌並びに内外の出版社等が編集する学術誌で、レフェリー制度のあるものとする。なお、国内の学会は原則として日本学術会議協力学術研究団体に登録されていることを条件とする。

注2) 公開特許公報とは特許出願から1年6カ月を経過し、特許は付与されていないが特許化可能な状態にある案件が公開される公報を意味する。

注3) 特許公報とは特許出願から公開特許公報掲載を経て、出願審査請求による審査により、特許庁から登録が認められ、特許権として成立したもののみが掲載される公報を意味する。

注4) 5特許、6品種登録、7その他の著作物の各業績は、いずれも10件以内に厳選して申請するものとする。

評価点数全般について（補足）

1. 業績評価は、学会誌等の名称に関わらず専門分野における評価の実態を考慮して行うものとする。
2. 著書、原著論文、総説については、和文または英文で書かれた研究業績に限る。
3. 著書、学会賞、特許、品種登録、その他の著作物の「特に評価の高いもの」については、当該専門分野の審査委員により、上記に示された点数まで加点できるものとする。
4. 審査委員が評価点数を付けられない（0点）と判断したものは、当該ジャンルの業績から削除し、可能な場合は他のジャンルに移動して評価し直すものとする。